

岩手県告示第 318 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 19 年 4 月 3 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 路線名 340 号
- 2 供用開始の区間 気仙郡住田町世田米字田畑 45 番 7 地先から字窪田 34 番 4 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 19 年 4 月 3 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 大船渡地方振興局土木部
  - (2) 期間 平成 19 年 4 月 3 日から同年 5 月 3 日まで